

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1001 号（諮問第 1666 号）

件名：署名調査表の不開示決定等に関する件

1 開示請求

令和 3 年 1 月 19 日、同年 2 月 2 日及び同月 19 日

2 原処分

令和 3 年 1 月 28 日（不開示決定）、同年 2 月 12 日（一部開示決定）及び同年 3 月 5 日（一部開示決定）

愛知県選挙管理委員会（以下「県選挙管理委員会」という。）は、別表 1 の 1 欄に掲げる不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）において署名調査表（以下「本件行政文書」という。）を不開示とし、また、別表 2 及び別表 3 の 1 欄に掲げる一部開示決定（以下、別表 2 の 1 欄に掲げる一部開示決定を「本件一部開示決定 1」、別表 3 の 1 欄に掲げる一部開示決定を「本件一部開示決定 2」という。）において、本件行政文書のうち、別表 2 及び別表 3 の 2 欄に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）を不開示とした。

3 審査請求

令和 3 年 2 月 5 日、同月 19 日及び同年 3 月 10 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 3 年 11 月 30 日

5 答申

令和 4 年 4 月 28 日

6 審査会の結論

県選挙管理委員会が、本件不開示決定において、本件行政文書を不開示としたこと並びに本件一部開示決定 1 及び本件一部開示決定 2 において、本件行政文書のうち、本件不開示部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、県選挙管理委員会が行う愛知県知事解職請求に係る署名簿の調査事務の過程で、署名簿が仮提出された64の市区町村選挙管理委員会において作成され、県選挙管理委員会へ提出されたものであり、その記載内容は実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、本件不開示決定において本件行政文書を別表1の2欄に掲げる規定に該当するとして不開示とし、本件一部開示決定1及び本件一部開示決定2において、本件行政文書のうち、別表2及び別表3の2欄に掲げる部分を、それぞれ別表2及び別表3の3欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第5号該当性について

ア 条例第7条第5号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 本件不開示決定処分について

実施機関によれば、愛知県知事解職請求は、その運動が始まった当初から、一部県民において関心が非常に高い事柄であり、関連する情報が報道やSNSを通じて拡散されるたび、県選挙管理委員会の事務局に対して問合せや要望、抗議等の電話が寄せられ、県選挙管理委員会の事務局の業務に度々支障をきたしていたとのことである。また、県選挙管理委員会が署名簿の調査を開始した日以降は、調査を行うこと自体の是非を始めとして、県選挙管理委員会の愛知県知事解職請求に係る署名簿の調査事務（以下「本件調査事務」という。）に対する様々な問合せや要望、抗議等の電話が事務局に殺到し、県選挙管理委員会の事務局の業務に支障をきたす状況であったとのことである。加えて、県選挙管理委員会委員長の個人事務所にも、同様の電話が寄せられる状況であったとのことである。そして、当審査会において実施機関に確認したところ、本件不開示決定は、調査結果に係る概要の公表前になされたものであったとのことである。

このような本件不開示決定の決定時点の状況に鑑みれば、本件行政文書が公にされた場合、県選挙管理委員会の本件調査事務に対して、これま

で以上に多くの問合せや要望、抗議等が殺到することが容易に想定されるところであり、その結果、検討・協議段階にあった、本件調査事務に関する県選挙管理委員会の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあったと認められる。

よって、本件行政文書は、条例第7条第5号に該当する。

ウ 本件一部開示決定1及び本件一部開示決定2について

実施機関によれば、本件一部開示決定1及び本件一部開示決定2においては、本件行政文書のうち令和3年2月1日付けで公表した「有効と認められないもの」の数以外の項目に係る調査結果について、愛知県知事解職請求に係る署名簿の調査における協議及び検討に関わる部分として不開示としており、本件一部開示決定1及び本件一部開示決定2において不開示とした部分は同じ部分であるとのことである。また、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件調査事務は、県内の64の市区町村選挙管理委員会に仮提出された署名簿の現状を把握し、現行制度の問題点、課題等を整理・検討して、直接請求制度が適切に運用されるための提案を総務省に提出することを目的として行っており、本件一部開示決定1及び本件一部開示決定2の決定時点においては、当該提案を提出する前であり、当該事務の検討・協議は継続して行われていた段階であったとのことである。

このような本件一部開示決定1及び本件一部開示決定2の決定時点の状況に鑑みれば、本件不開示部分が公にされた場合には、前記イと同様、検討・協議段階にあった本件調査事務に関する県選挙管理委員会の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあったと認められる。

よって、本件不開示部分は、条例第7条第5号に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書及び本件不開示部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 前記(3)において述べたとおり、本件不開示決定の決定時点における本件行政文書並びに本件一部開示決定1及び本件一部開示決定2の決定時点における本件不開示部分を公にすることで、県選挙管理委員会の本件調査事務に対して、多くの問合せや要望、抗議等が殺到することが容易に想定されるところであり、本件調査事務に関する県選挙管理委員会の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、その結果、県

選挙管理委員会が行う本件調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあったと認められる。

したがって、本件行政文書及び本件不開示部分は、条例第7条第6号に該当する。

(5) 条例第7条第4号該当性について

ア 条例第7条第4号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第4号該当性について、実施機関が認めることにつき相当の理由があるか否かを、以下検討する。

イ 実施機関によれば、本件調査事務の過程で、有効とは認められないと判断した署名の中に、本人以外の者によって署名が偽造されたものが大量に含まれている疑いがあると判断したため、県選挙管理委員会は、本件一部開示決定1の後に、愛知県警察本部に対して告発状を提出し、捜査が開始されたとのことである。そして、本件不開示部分を明らかにすることにより、同一人が署名したと認められる署名や、同一人が押印（^ほ拇印）したと認められる署名が、署名簿の中でどのように並んでいるかといった、署名の偽造や押印（^ほ拇印）のされ方等、捜査に係る情報が明らかになってしまうとのことである。

当審査会において本件不開示部分を見分したところ、本件不開示部分には、個々の署名ごとに当該署名の有効、無効の別やその理由等について記載されていることが認められた。また、当審査会において実施機関に確認したところ、本件一部開示決定2における開示・不開示の判断にあたっては、捜査を行う愛知県警察本部とも協議を行い、捜査当局の意向も踏まえた上で、本件不開示部分を開示しないこととしたとのことである。

これらの事情からすれば、本件不開示部分を公にすることにより、捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

よって、本件不開示部分は条例第7条第4号に該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書及び本件不開示部分の不開示情報該当性については、前記(3)から(5)までにおいて述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

1 決定	2 開示しないこととした根拠規定
令和 3 年 1 月 28 日付け 2 選第 295 号行政文書不 開示決定	条例第 7 条第 5 号及び第 6 号

別表 2

1 決定	2 開示しないこととした 部分	3 開示しないことと した根拠規定
令和 3 年 2 月 12 日付け 2 選第 315-2 号行政文書 一部開示決定	調査表のうち愛知県知事解 職請求に係る署名簿の調査 における協議及び検討に関 わる部分	条例第 7 条第 5 号及び 第 6 号

別表 3

1 決定	2 開示しないこととした 部分	3 開示しないことと した根拠規定
令和 3 年 3 月 5 日付け 2 選第 349 号行政文書一部 開示決定	愛知県知事解職請求におけ る協議及び検討に関わる部 分	条例第 7 条第 4 号、第 5 号及び第 6 号